

仕様書

1 目的

この仕様書は、公益財団法人群馬県建設技術センターが、土質・骨材試験及びアスファルト試験に使用する、解析用ソフトウェアの更新に関し、必要な仕様を定めるものである。

2 調達内容

- (1) 物品名
土質試験等解析用ソフトウェア／日本システム管理(株)
- (2) 試験方法
 - 1) 自動計測 2 試験
 - 2) 土質試験 8 試験
 - 3) 骨材試験 1 1 試験
 - 4) アスファルト試験 5 試験
 - 5) その他 1
- ※【別表】ソフトウェア一覧 参照
- (3) 納入場所
群馬県前橋市大渡町一丁目9番地の1
公益財団法人群馬県建設技術センター 材料試験課

4 仕様等

- (1) 動作環境
対応OS Windows10 (32ビット版／64ビット版)
- (2) 基準類
JISの試験方法及び地盤材料試験の方法と解説 [第一回改訂版] の改訂における各数値の単位の変更に対応するものとする。
- (2) 自動計測
試験機 (万能圧縮試験機 MODEL No.AI-800-CI／(株)岩田工業所) と連動させ、計測の読み取り開始・停止を自動的に判断し、試験値の計測を行えるものとする。
※【別表】ソフトウェア一覧 No.1・2
- (3) 出力様式
試験結果を出力する際のデータシートは、別表のとおり、「地盤材料試験の方法と解説 [第一回改訂版] /公益社団法人地盤工学会」または「舗装調査・試験法便覧 (平成31年度版) /公益社団法人日本道路協会」に準拠するものとする。

5 動作確認

自動計測を行う試験機とソフトウェアとの接続、試験値の計測及び出力等の確認及び保守作業を含むものとする。

6 提出物

- (1) ソフトウェア (CD) 一式
- (2) 取扱説明書 一式

7 履行期間

契約日から令和4年3月15日まで

8 その他

- (1) 作業日及び作業時間
作業日は、契約日から令和4年2月28日までの間で、センターと受注者で協議の上決定する。
また、作業時間については、午前8時30分から午後5時15分とする。
- (2) 動作確認に係る一連の業務が完了した際は、材料試験課職員もしくはセンターの指定する者に

よる検査を受け、対象機器の使用目的達成に必要とされる修正指示等がなされた場合は、誠意を持って対応すること。

- (3) この仕様書で特に規定のないものについては、群馬県財務規則に準拠する。また、必要に応じて、センターと受注者で協議の上決定する。

【別表】ソフトウェア一覧（日本システム管理株）

区分	No.	名称	試験方法	データ 入力	出力 様式	Win10 対応	改訂 対応	備考	
自動計測	1	室内CBR試験	JIS A 1211 CBR試験方法	-	-	○		圧縮試験機と連動	
	2	一軸圧縮試験	JIS A 1216 土の一軸圧縮試験方法	-	-	○		圧縮試験機と連動	
土質試験	3	土粒子の密度試験（検定・測定）	JIS A 1202 土粒子の密度試験方法	手入力	①	○	○		
	4	土の含水比試験	JIS A 1203 土の含水比試験方法	手入力	①	○			
	5	土の粒度試験	JIS A 1204 土の粒度試験方法	手入力	①	○	○		
	6	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 土の液性限界・塑性限界試験方法	手入力	①	○			
	7	CBR試験	JIS A 1211 CBR試験方法	自動/手入力	①	○	○	試験結果を外部メモリから取込み	
	8	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216 土の一軸圧縮試験方法	自動/手入力	①	○	○	試験結果を外部メモリから取込み	
	9	締固めた土のコーン指数試験	JIS A 1228 締固めた土のコーン指数試験方法	手入力	①	○	○		
	10	修正CBR試験	E001 修正CBR試験方法	手入力	①	○	○	供試体3個仕様	
	骨材試験	11	骨材のふるい分け試験方法	JIS A 1102 骨材のふるい分け試験方法	手入力	②	○		
		12	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 骨材の微粒分量試験方法	手入力	②	○		
13		骨材の単位容積質量及び実積率試験	JIS A 1104 骨材の単位容積質量及び実積率試験方法	手入力	②	○			
14		細骨材の有機不純物試験	JIS A 1105 細骨材の有機不純物試験方法	手入力	②	○			
15		細骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 細骨材の密度及び吸水率試験方法	手入力	②	○			
16		粗骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1110 粗骨材の密度及び吸水率試験方法	手入力	②	○			
17		ロサンゼルス試験機による粗骨材のすり減り試験	JIS A 1121 ロサンゼルス試験機による粗骨材のすり減り試験方法	手入力	②	○			
18		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験方法	手入力	②	○			
19		骨材中に含まれる粘土塊量の試験	JIS A 1137 骨材中に含まれる粘土塊量の試験方法	手入力	②	○			
20		突固めによる土の締固め試験	JIS A 1210 突固めによる土の締固め試験方法	手入力	①	○	○		
21		石材の品質試験	JIS A 5003 石材	手入力	①・②	○			
その他	22	地盤材料の工学的分類		手入力	①	○			
アスファルト試験	23	マーシャル安定度試験	B001 マーシャル安定度試験方法	手入力	②	○		アスファルト混合物の密度試験方法(B008)を含む	
	24	アスファルトの抽出試験（遠心分離法）	G028 アスファルトの抽出試験方法	手入力	②	○			
	25	アスファルトの抽出試験後の骨材ふるい分け試験	A003 骨材のふるい分け試験方法	手入力	②	○			
	26	アスファルトの密度試験（かさ密度）	B008-1 密粒度アスファルト混合物等の密度試験方法	手入力	②	○			
	27	アスファルトの密度試験（ノギス法）	B008-2 開粒度アスファルト混合物の密度試験方法	手入力	②	○			

※ 出力様式は、次に準拠する。

- ① : 地盤材料試験の方法と解説 [第一回改訂版] / 公益社団法人地盤工学会
- ② : 舗装調査・試験法便覧 (平成31年度版) / 公益社団法人日本道路協会

土質試験等解析用ソフトウェア更新業務委託契約書(案)

公益財団法人群馬県建設技術センター（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）とは、令和3年度土質試験等解析用ソフトウェア更新業務委託について次の条項により契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、第2条記載の本契約期間中に、別紙仕様書に基づく更新作業を実施し、クライアントPCの動作環境、基準の改訂等に対応するものである。

（委託期間）

第2条 この契約による業務の委託期間は、令和3年11月 日（契約日）から令和4年3月15日までとする。

（委託料）

第3条 委託料は金 , , 円で、うち消費税額及び地方消費税額は金 , 円とする。なお、消費税及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の77及び第72条の83の規程に基づき、委託料に110分の10を乗じて得た額（円未満の端数は切捨て）とする。

2 乙は、業務が終了した後に、仕様書の箇条6（提出書類）のほか、業務に係る完了報告書及び委託料請求書を甲に提出するものとする。

3 甲は、前項の提出書類及び委託料請求書が正当であると認めたときは、当該書類を受理した日から30日以内に乙に対して委託料を支払うものとする。

（契約保証金）

第4条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

（委託業務の処理方法）

第5条 乙は、本件業務が別に定める仕様書に適合するものであると確認する。

（作業用機材の負担区分）

第6条 委託業務の実施に要する機器及び材料は、すべて乙の負担とする。

（臨機の措置）

第7条 甲は、委託業務実施上緊急の措置を要すると認めるときは、乙に対し所要の処置をとることを求めることができる。

2 乙は、甲の求めに応じ必要な措置をとったときは、その結果について遅滞なく甲に報告しなければならない。

（調査等）

第8条 甲は、乙の委託業務の処置状況について調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の実施に関して必要な指示を乙に与えることができるものとする。

（解除等）

第9条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

（1）乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。

（2）乙の委託業務の処理が不相当と甲が認めたとき。

（3）乙がその他この契約書の条項に違反したとき。

2 甲は、前項各号の規定により契約を解除したとき（前項第1号又は第2号に該当する場合にあっては、乙の責めに帰すべき理由がある場合に限る。）は、乙に対し違約金として契約金額の100分の10に相当する額の支払いを求めることができる。

3 甲は、第1項各号の規定によりこの契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責を負わないものとする。

（損害賠償）

第10条 乙の従事者が委託業務の実施に際して甲に損害を与えたときは、乙は、その損害を賠償する責めを負うものとする。委託業務の実施により第三者に損害を与えたときも、同様とする。

（契約の費用）

第11条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（疑義等の決定）

第12条 この契約に定めのない事項については、群馬県財務規程（平成3年群馬県規則第18号）の定

めによるものとし、なお、疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和3年11月 日

	住 所	前橋市大渡町一丁目10番地の7	
甲	氏 名	公益財団法人群馬県建設技術センター	ⓐ
		理事長 岩下 勝則	
	住 所		
乙	氏 名		ⓐ